

**【開催報告】2023.10.21(土)14:00-16:00開催**

**ASP第4回目『アーティストとして知っておきたい税の話（インボイス制度編）』／山内真理氏（公認会計士／税理士）**

●アーティストの実践的な学びの場『アーティストスタートアッププログラム』がスタート！

アーティストの成長・交流拠点 Artist Cafe Fukuokaでは、アーティストの方々が実践的に学び次のステップアップにつなげていくためのプログラムとして、『アーティストスタートアッププログラム（ASP）』<https://artistcafe.jp/information/230512/>をスタートさせました。本プログラムは、全8回の連続講座から構成され、アーティストにとって必要な現代アートの知識やアーティストとしての姿勢、税や契約に関わる部分などを各分野の専門家から学ぶ場となっています。



**Artist Startup Program 2023**  
Artist Cafe Fukuoka

**アーティストとして知っておきたい税の話（インボイス制度編）**

10.21(Sat)14:00-16:00

**Guest**  
**山内 真理** Mari Yamauchi  
公認会計士 / 税理士  
Arts and Law 理事

●山内真理氏（公認会計士／税理士）による

『アーティストとして知っておきたい税の話（インボイス制度編）』

ASPのプログラム第4回目は、アーティストが仕事をしていく上で、絶対に通る道でもあるインボイス制度をテーマとした、『アーティストとして知っておきたい税の話（インボイス制度編）』でした。

講師としてお迎えしたのは、公認会計士／税理士の山内真理さんです。

山内さんは公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー代表（<https://yamauchicpa.jp>）GMOペパボ株式会社 社外取締役／文化庁文

化審議会文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ 専門委員でいらっしゃいます。

会場であるArtist Cafe Fukuokaコミュニティスペースでは、現地14名、オンラインは20名・アーカイブ視聴173名の方にご参加いただきました。

山内先生からは10月からスタートしたインボイス制度について、アーティスト活動における制度との関わり方について、応用編までに及ぶ全体像をお話いただきました。

自身の作品を販売する上で切っても切り離せないお金のはなし。インボイス制度導入によるメリット・デメリット両側面からの視点で、選べる具体的な選択肢を提示くださり、どれを選択するかは「制作者ご自身」のスタンスを見極めて判断すべきと核心をついた内容の講義となりました。

その他、キーワードとして下記が挙げられました。

- ・インボイスの形態もさまざま
- ・制度の影響を受けやすいパターン・受けにくいパターンがある
- ・受託者・委託者双方で互いの立場を理解した上での交渉が肝であり、交渉のチャレンジをすることも必要
- ・「経過措置」と「激変緩和措置」を理解した上で、上手に活用することもポイント
- ・事情・背景も様々なので、相談窓口も活用を！

講義後の質問の時間では、実体験に基づく生の声から核心を突くご質問が続き、山内先生からも「そこが本質なのです」とのメッセージをいただきました。

様々な疑問や不安の声が多いなか始まったインボイス制度。このタイミングを好機と捉え、自身の経費構造を分析するきっかけとしてみるのもいいかもしれません。

ご参加いただきました皆さま本当に有難うございました！！

本プログラムをお申込みいただいた方には、2024年3月末まで、講義部分のアーカイブ視聴をご用意していますので、是非ご活用ください。

アーティストスタートアッププログラムの第5回は**11月11日(土)14:00-16:00**

税理士でいらっしゃる、飯塚祐亮さんによる『**アーティストとして知っておきたい税の話②確定申告編**』です。

**※こちらはオンライン開催のみとなり、現地での参加はございませんのでご注意ください。**

5回目からのご参加も可能です。

多くの方にこの機会を活用し、アーティストとしての次のステップにつなげていただけたらと思っています。

申し込みはこちらから▶ <https://forms.gle/BSUormZVZbCSW5fQ8>





山内真理氏  
公認会計士／税理士

公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー代表（<https://yamauchicpa.jp>）  
GMOペパボ株式会社 社外取締役／文化庁文化審議会文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ 専門  
委員／一般財団法人さいとう・たかを劇画文化財団 評議員／Arts and Law 理事／東京芸術祭 監事ほ  
か



飯塚祐亮氏  
税理士

1991年神奈川県横浜市生まれ。上智大学経済学部卒。音楽家と税理士のいる家系に育つ。大学卒業  
後、税理士試験受験生を経て当事務所に入所。  
エレクトーン奏者である母や周辺の音楽家の影響もあり、文化芸術家に対する会計的・税務的な支援の必要  
性を強く実感して2019年公認会計士山内真理事務所に入所。